

	平成30年3月30日	環循総発第1803303号
改正	平成31年3月29日	環循総発第19032912号
改正	令和2年3月30日	環循総発第2003302号
改正	令和3年3月30日	環循総発第2103304号
改正	令和4年3月23日	環循総発第22032310号
改正	令和5年3月31日	環循総発第23033111号
改正	令和6年4月1日	環循総発第2404012号
改正	令和7年4月1日	環循総発第2504016号

資源循環分野の脱炭素化促進事業実施要領

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、循環産業の国際展開を促進し、もって地球環境保全に資することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、アジア諸国等海外において実施される廃棄物発電、有機廃棄物のメタン発酵、廃棄物の燃料化等のエネルギー起源CO2削減に資する廃棄物処理・リサイクル関係事業の実現に向けた実現可能性調査を行う事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

（1）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

（2）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 法律により直接設立された法人

オ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

（3）間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとする。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知
- イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否等に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営
- ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）
- エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督
- オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- カ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

- ① 交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条まで、第19条及び第20条に準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする。
- ② 間接補助金の交付手続等について、交付要綱第17条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

(6) 間接補助金交付先の採択等

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、採否に関する審査基準（案）を作成し、環境省と協議の上、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。
- ② 補助事業者は、①の審査基準に基づき、必要に応じて委員会に諮った上で、間接補助金交付先の採択を行う。
- ③ 間接補助金交付先の採択は、環境省環境再生・資源循環局長と協議の上、行うものとする。

(7) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(8) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は

納付させることがある。

第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了の日の属する年度の終了後、毎年度、廃棄物処理・リサイクル関係事業の実現に向けた進捗状況及び二酸化炭素削減効果に係る状況を確認し、環境省に報告しなければならない。

第5 指導監督

(1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(3) 間接補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第十一号イ、ウ、エ及びオに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この実施要領は、平成31年3月29日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、2019年度（平成31年度）予算に係る補助金から適用し、平成30年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用し、令和元年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和3年度予算に係る補助金から適用し、令和2年度以前

の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和4年度予算に係る補助金から適用し、令和3年度以前の予算に係る補助金 については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和5年度予算に係る補助金から適用し、令和4年度以前の予算に係る補助金 については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和6年度予算に係る補助金から適用し、令和5年度以前の予算に係る補助金 については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和7年〇月〇日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和7年度予算に係る補助金から適用し、令和6年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第 1

1 間接補助 事業の区分	2 間接補助 事業の内容	3 間接補助対象 経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
資源循環分野 の脱炭素化促 進事業	アジア諸国等 海外において 実施される廃 棄物発電、有 機廃棄物のメ タン発酵、廃 棄物の燃料化 等のエネルギ ー起源 CO ₂ 削減に資する 廃棄物処理・ リサイクル関 係事業の実現 に向けた実現 可能性調査を 行う事業	事業を行うために 必要な人件費及び 業務費（賃金、社会 保険料、諸謝金、光 熱水料、会議費、旅 費、印刷製本費、通 信運搬費、手数料、 委託料、使用料及 賃借料及び消耗品 費）並びにその他 必要な経費で補助 事業者が承認した 経費	補助事業者 が必要と認 めた額	ア 総事業費から寄付金その他 の収入額を控除した額を算出 する。 イ 第 3 欄に掲げる間接補助対 象経費と第 4 欄に掲げる基準 額とを比較して少ない方の額 を選定する。 ウ アにより算出された額とイ で選定された額とを比較して 少ない方の額に次の割合を乗 じて得た額を交付額とする。た だし、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合 には、これを切り捨てるものと する。 (ア) 中小企業法基本法 (昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号) 第 2 条に 規定する中小企業の場合 3 分の 2 (イ) (ア) 以外の場合 2 分の 1